

令和 4 年度

笠間市の健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見書

笠間市監査委員

笠 監 第 8 号

令和 5 年 8 月 21 日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市監査委員 齋田 陽介

笠間市監査委員 莢谷 正

笠間市監査委員 飯田 正憲

令和 4 年度 笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率
の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度決算における笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおりその意見書を提出します。

令和4年度笠間市の健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月18日まで

4 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）にのっとり、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、記載された書類が正確であるかを主眼として8月4日関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠していずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	6.7	—
令和3年度	—	—	6.8	—
早期健全化基準比率	12.51	17.51	25.0	350.0
財政再生基準比率	20.00	30.00	35.0	/

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

令和4年度笠間市立病院事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月18日まで

4 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）にのっとり、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、記載された書類が正確であるかを主眼として8月4日関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しいずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	資金不足比率
令和4年度	—
令和3年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

令和4年度笠間市水道事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月18日まで

4 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）にのっとり、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、記載された書類が正確であるかを主眼として8月4日関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しいずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	資金不足比率
令和4年度	—
令和3年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

令和4年度笠間市工業用水道事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月18日まで

4 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）にのっとり、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、記載された書類が正確であるかを主眼として8月4日関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しいずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	資金不足比率
令和4年度	—
令和3年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

令和4年度笠間市公共下水道事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月18日まで

4 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）にのっとり、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、記載された書類が正確であるかを主眼として8月4日関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しいずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	資金不足比率
令和4年度	—
令和3年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月18日まで

4 審査の着眼点及び実施内容等

審査については、笠間市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）にのっとり、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、記載された書類が正確であるかを主眼として8月4日関係職員から説明を聴取して審査を行った。

5 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合しいずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

	資金不足比率
令和4年度	—
令和3年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。